

**軽自動車税の課税対象となる  
小型特殊自動車・農耕作業用自動車について**

乗用装置のあるトラクタ、コンバイン、田植機などの農耕作業用自動車や、フォーク・リフト、ショベル・ローダなどの小型特殊自動車は、軽自動車税の対象となります。公道を走行しない車両や、現在使用していない車両であっても、所有していることに基づき課税されますので、軽自動車税の申告を行い、ナンバープレートの交付を受けてください。

軽自動車税の課税対象となる小型特殊自動車

区分	農耕作業用	その他
自動車の長さ	制限なし	4.7m 以下
自動車の幅	制限なし	1.7m 以下
自動車の高さ	制限なし	2.8m 以下
総排気量	制限なし	制限なし
最高速度	時速 35km 未満	時速 15km 以下
種類	農耕用トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車（コンバイン）、田植機 等  ※農耕作業を行う能力と乗用装置を兼ね備えたもの	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車 等
年税額	2,400 円	5,900 円

令和8年3月1日現在

※乗用装置のない農耕作業機や大型特殊自動車は軽自動車税の対象外ですが、固定資産税の対象となる償却資産の申告が必要な場合があります。

※町が交付する標識（ナンバープレート）は課税標識ですので、公道走行を認めるものではありません。公道走行が可能かどうかは自動車によって異なりますので、必ず販売店等にご確認ください。

（日出町役場 税務課 住民税係）  
TEL 0977-73-3123